

経済センサス-活動調査
【12】企業調査票

(注) 基幹統計調査

業者管理コード枠

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
 ・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
 ・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
 ・オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。
 ・「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 * 平成 28 年 6 月 1 日
 総務省・経済産業省

フリガナ
 記入者氏名
 部署名
 電話番号 (内線:)

1 名称及び電話番号
 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
 ●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

2 所在地
 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

3 経営組織
 ●経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
 ●会社以外の法人:財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等

1	2	3	4	5
個人経営	株式会社 有限会社	合名会社 合資会社	合同会社	会社以外の法人
会社				
法人				

4 常用雇用者数及び支所等数
 ●工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

常用雇用者数	国内	海外(現地法人は除く)
	人	人
支所等数	事業所	事業所

5 企業全体の主な事業の内容
 ●「調査票の記入のしかた」●ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目
	①
	②
	③

6 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 ●7欄以降はできる限り「1税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2税抜き」で記入してください。
 ※選択した記入方法を○で囲んでください。

1 税込み	2 税抜き
-------	-------

7 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目
 ●平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください。(万円未満四捨五入)
 ●「3 経営組織」欄が「個人経営」の場合は、①、②、④、⑥、⑦、⑧の6項目のみ記入してください。
 ●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 ・「①売上(収入)金額」: 経常収益を記入
 ・「②費用総額」: 経常費用を記入
 ・「③うち売上原価」: 記入不要
 ・「主な費用項目」: 各欄に記入

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額											0.000
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)											0.000
③ うち売上原価											0.000
④ 給与総額											0.000
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)											0.000
⑥ 動産・不動産賃借料											0.000
⑦ 減価償却費											0.000
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)											0.000
⑨ 外注費											0.000
⑩ 支払利息等											0.000

備考

付加価値額の計算について

8 企業全体の事業別売上(収入)金額

●記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」●ページを参照してください。
 ●7欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
 ●金額で記入できない場合は、7欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
 ●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額											又は割合(%)		
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入													0.000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入													0.000	
(ウ) 製造業	③ 製造品の売上金額													0.000	
(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)													0.000	
(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額													0.000	
(カ) 建設業、サービス関連産業 A	⑥ 建設事業の収入(完成工事高)													0.000	
	⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入													0.000	
	⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入													0.000	
	⑨ 運輸、郵便事業の収入													0.000	
	⑩ 金融、保険事業の収入													0.000	
	⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入													0.000	
(キ) サービス関連産業 B	⑫ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入													0.000	
	⑬ 不動産事業の収入													0.000	
	⑭ 物品賃貸事業の収入													0.000	
	⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入													0.000	
	⑯ 宿泊事業の収入													0.000	
	⑰ 飲食サービス事業の収入													0.000	
(ク) 学校教育	⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入													0.000	
	⑲ 社会教育、学習支援事業の収入													0.000	
	⑳ 上記以外のサービス事業の収入													0.000	
(ケ) 医療、福祉	㉑ 学校教育事業の収入												0.000		
	㉒ 医療、福祉事業の収入												0.000		
	合計												7欄①の売上(収入)金額	1 0 0	

9 電子商取引の有無及び割合
 ●該当する番号をすべて○で囲んでください。

1 一般消費者と行った	7欄「①売上(収入)金額」に占める個人(一般消費者)との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
2 他の企業と行った	%
3 行わなかった	

※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。

10 設備投資の有無及び取得額
 ●平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間にを行った設備投資の金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
 ●中古品は除外してください。

1 設備投資を行った	有形固定資産(土地を除く)	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
											0.000

付加価値額 =

①売上(収入)金額

- ②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)

+ ④給与総額

+ ⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)

11 業種記号
 ●業種記号を記入してください。

12 業種
 ●業種を記入してください。

13 業種が法人
 ●業種が法人の場合は「1」を記入してください。

14 業種が個人
 ●業種が個人の場合は「2」を記入してください。

15 業種が会社のみ記入
 ●業種が会社のみ記入の場合は「3」を記入してください。

16 決算月
 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
 ●本決算月を記入してください。
 ●年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

月()月



この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。
「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

市区町村コード 調査区番号 事業所番号

平成 28年6月1日
総務省・経済産業省

フリガナ
記入者氏名
部署名
電話番号

1 名称及び電話番号
●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ
正式名称

商業マージン額の計算について

2 所在地
●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

3 経営組織
●経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
●会社以外の法人:財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等

1 個人経営
2 株式会社 有限会社
3 合名会社 合資会社
4 合同会社
5 会社以外の法人

4 常用雇用者数及び支所等数
●工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

国内 海外(現地法人は除く)
常用雇用者数
支所等数

5 企業全体の主な事業の内容
●「調査票の記入のしかた」●ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

(1) 主な事業の内容
(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目

6 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
●7欄以降はできる限り「1税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2税抜き」で記入してください。
※選択した記入方法を○で囲んでください。

1 税込み
2 税抜き

7 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目
●平成27年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください。(万円未満四捨五入)
●「3 経営組織」欄が「個人経営」の場合は、①、②、④、⑥、⑦、⑧の6項目のみ記入してください。
●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
・①売上(収入)金額: 經常収益を記入
・②費用総額: 經常費用を記入
・③うち売上原価: 記入不要
・「主な費用項目」: 各欄に記入

① 売上(収入)金額
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)
③ うち売上原価
④ 給与総額
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)
⑥ 動産・不動産賃借料
⑦ 減価償却費
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)
⑨ 外注費
⑩ 支払利息等

備考

Table with columns: 事業活動区分, 事業別内訳, 売上(収入)金額, 又は割合(%)

9 電子商取引
●該当する番号をすべて○で囲んでください。
1 販売業者として
2 他の企業と行った
3 行わなかった

10 設備投資の有無及び取得額
●平成27年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
●中古品は含みません。
1 設備投資を行った
2 設備投資を行わなかった

11 自家用自動車の保有台数
●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車は除きます)
(1) 貨物自動車
(2) 乗用自動車
(3) バス

土地 1 ある 2 ない
建物 1 ある 2 ない

Table for ① 年初商品手持額, ② 年末商品手持額, ③ 商品売上原価

(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。
(2) うち外国資本比率を記入してください。

16 決算月
●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
本決算月を記入してください。
年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

商業マージン額 =
④年間商品販売額
- 商品売上原価

商品売上原価 =
①年初商品手持額
+ ③年間商品仕入額
- ②年末商品手持額

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

商品手持額、年間商品仕入額、商品売上原価の整理

【24年調査】

【04】単独事業所調査票(卸売業、小売業)(個人経営者用)	商品手持額		
【05】単独事業所調査票(卸売業、小売業)(法人・団体用)	商品手持額		商品売上原価
【12】産業共通調査票			商品売上原価
【13】企業調査票			商品売上原価
【14】企業調査票(学校教育)			商品売上原価
【15】企業調査票(建設業、サービス関連産業A)			商品売上原価
【19】事業所調査票(卸売業、小売業)	商品手持額		

調査事項としての「商品売上原価」は全調査票から削除。

「商品手持額」は、26年商業統計に合わせ、事業所調査票から削除。
調査事項としては「年末商品手持額」として名称変更し、28年調査に引き継ぐ。

調査事項としての「商品売上原価」は削除も、卸売・小売業(主業)については、28年調査において「年間商品仕入額」等を把握することにより、引き続き商品売上原価相当額の把握が可能。(下記、【28年調査】欄参照)
その他の主産業における従産業としての卸売・小売業部分については、利活用が見込まれないことから28年調査では商品売上原価相当額を算出する調査事項は把握しない。

【28年調査】

【05】単独事業所調査票(卸売業、小売業)	年末商品手持額	年初商品手持額	年間商品仕入額
【12】企業調査票	年末商品手持額	年初商品手持額	年間商品仕入額

新規追加

調査員業務の委託契約の締結までの流れ等について



「調査員」と「調査員業務の委託契約を締結した大型商業施設等の管理会社等」
との業務等の相違点

統計調査において調査員が行う、調査対象への調査票の配布、回収及びその検査等のいわゆる調査員業務の実施に当たり、個人を調査員として任命するか、大型商業施設等の管理会社等に対し業務請負として委託契約により行うかによる業務等の差異は、報酬を調査員に直接支払いするか、管理会社等に支払うかの違いによるものであり、基本的には調査員が実施している事務を管理会社等が請負として実施すること以外、差異は無い。

○ 相違点

(下線の部分は相違点)

調査員	調査員業務の委託契約を締結した 大型商業施設等の管理会社等
<u>市町村は、調査員候補者を都道府県に推薦</u>	市町村は、大型商業施設等の管理会社等と調査員業務の委託契約を締結（契約に当たり、守秘義務など、調査員に対する指導内容と同様の責務を履行条件とする）
<u>都道府県は、調査員（公務員）として任命</u>	
市町村は、 <u>調査員に調査員報酬を交付</u>	市町村は、大型商業施設等の管理会社等に調査員業務の報酬額相当の委託料を支払う